令和 2 年 (2020 年) 2 月 4 日 厚 生 委 員 会 資 料 健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課

(仮称) 中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例案に盛り込む べき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例を制定するにあたり、 盛り込むべき主な事項について、パブリック・コメント手続を実施したので、その結果を報告する。

1 意見募集期間

令和元年12月20日(金)から令和2年1月9日(木)まで

2 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数(人)
電子メール	1 5
ファクシミリ	1
郵送	0
窓口	0
合 計	1 6

- 3 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方 別添資料のとおり
- 4 今後のスケジュール(予定)

令和2年 第1回定例会に条例案を提出

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

1 全般的な事項に関するもの

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
	条例の制定にあたり、障害当事者	この条例の考え方については、関係
	本人の意見を十分に聞いてほしい。	団体等に説明しており、当事者の方の
1	障害当事者の親や支援者の意見と、	ご意見を伺ってきました。今後、施策
	本人の意見は違っている場合もあ	を進めるにあたっても、様々な障害の
	る。	当事者からご意見を伺っていきます。
	聴覚障害者の方々だけではなく	ご意見の主旨を踏まえ、条例化に向
	様々な障害者の方々との意思疎通	けて取り組んでいます。
2	が出来る社会に1日も早くなれた	
	ら素晴らしいと思う。条例の制定を	
	希望する。	

2 「3 定義」について

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
	「意思疎通支援者」という言葉も	「意思疎通支援者」については、条
1	共通認識が必要である。「意思疎通	文において、わかりやすい記述に改め
	支援者」の定義を追加してほしい。	ることを検討します。

3 「6 区民の役割」、「7 事業者の役割」について

1	No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
		「努める」と、努力義務となって	区は、この努力義務が適切に果たさ
	1	いるが、努力義務で、果たしてどこ	れるよう、区民・事業者への理解促進
		まで実施されるのか疑問である。	に努めていきます。

4 「8 施策の推進の基本方針」について

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
	この条例に沿って各種事業が行	条例において、区が施策を実施する
	われる際、必ず当事者を入れた話し	にあたって必要な場合は、当事者の意
	合いを持つという文言を入れてほ	見を聴取する旨の規定を盛り込むこ
1	しい。	とを考えています。
		各種事業の実施にあたっても、当事
		者の方のご意見を伺いながら進めて
		いきます。

5 その他の事項について

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
1	障害者手帳の有無に関係なく、必	障害者が利用できるサービスは、身
	要な方は情報保障が受けられるよ	体障害者手帳の交付を受けているこ
	うにすべきである。条例の内容を、	とを要件とするものもありますが、手
	このような手帳を持たない聴覚障	帳を持たない聴覚障害者にもコミュ
	害者のコミュニケーション支援に	ニケーション支援ができるよう検討
	つながるものにしてほしい。	を進めます。